

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

「岐阜県可児市」

2 構造改革特別区域の名称

「IT等を活用した学校復帰支援特区」

3 構造改革特別区域の範囲

可児市の全域

4 構造改革特別区域の特性

可児市は、名古屋圏のベッドタウンとして人口の急増が見られ、小中学校の分離、新設など、その対応に迫られたという特徴を持つ。市内各地で、まったく何もなかった丘陵地に大規模な団地が開発され、小学校5校、中学校3校が新設され、学校数は、小学校で10校、中学校で5校となり、そのうち大規模校が小学校で4校、中学校で3校を数えるにいたった。

児童生徒のほとんどが転入者で占められている学校も半数（8校）にのぼり、団地、新設住宅、アパート、マンション等に入居した多数の保護者、児童生徒をかかえ、学校は、新旧の住民の融和、意思の疎通、地域とのつながりの重視など、外へ向かっての対策に迫られる一方、疎外感、孤立感を持つ子どもたち、価値観の違いに悩む子どもたちに対しての指導も急務となった。

可児市としては、地域とのつながりを作り、地域全体で教育にあたろうと、『豊かな心を育てる教育事業』を1983年にたちあげ、家庭や地域と密接に連携を図り、生徒指導、道徳教育、学習指導等において自己教育力の育成を図ってきた。また、『ふるさと体験学習事業』を1991年にたちあげ、学校と地域が一体となった教育活動を展開し、地域との関わりを深め、子どもたちを地域全体で育てていこうとする意識作りに取り組み、さらに2001年からは『Educe9（エデュースナイン）事業』で子どもの無限の可能性やよさを引き出し、伸ばし、鍛える教育を推進しようとしている。

そのなかで、子どもたちも積極的に地域に関わり、地域社会もまた学校に関心を持ち、教育に関わっていこうとする考え方が生まれてきた。

しかし、子どもたちを取り巻く環境の変化、悪化は深刻化し、疎外感、孤立感、価値観の違い等に悩む子どもたちは増え続け、不登校の児童生徒数も年間30日以上欠席の数が、平成元年度には小学校6人（0，8）、中学校26人（5，6）であったものが、平成13年度には、小学校13人（3，8）中学校92人（29，2）<（ ）内は1000人比>と増加している。

可児市としては、今までの教育に対する地域の関わりを生かして、これまで教育研究所を主体に福祉関係、大学関係、医療機関などとの協力関係のもとに、適応指導教室の新設、指導員や大学生を中心としたボランティアの配置、家庭訪問や各行事の実施、臨床心理士による訪問相談や定期相談の実施、「発達と教育の相談の会」の実施、各小中学校に相談室の設置等々の事業に取り組んできた。

さらに、民生委員、主任児童委員、福祉関係の相談室など地域の各機関と連携を図るなど地域とのつながりを強化する一方、教育研究所主催による研修講座、講演会、巡回指導などによって教職員に働きかけ、不登校への取組み方、カウンセリングマインドのあり方など資質の向上も図ってきた。

これらの子どもたちを少しでも早く、学校復帰させ、社会適応を可能にしてやりたい。これまで培ってきた可児市の教育に関する地域との関わりの深さを生かしつつ、不登校の児童生徒の学習機会や指導者、支援者に接する機会を増やし、学校復帰への道を開いていきたい。

5 構造改革特別区域計画の意義

今までの不登校児童生徒についての対策、指導、援助のなかで、児童生徒のカルテを作成したり、悩みを話し合ったりすることを行ってきた。そのなかで、不登校児童生徒の80%程度が、登校日数の不足を心配し、それに伴う学習の遅れに悩み、このことが学校復帰へ踏み切ることの大きな障害になっていることがわかってきた。この障害を少しでも取り除くため、当校日数の算定基準を改めることによって、彼らの意識改革を図り、またIT等を活用した学習支援に取組み、彼らの学習機会や指導者、支援者に接する機会を増やしていくことが学校復帰への礎になるものとする。

不登校児童生徒に対し、IT等の活用による学習支援をしたり、家庭訪問によるふれあいの機会を作ったり、体験活動への参加を促すことで外の世界との接触の機会や喜びを感じさせたりする。そのことで不登校児童生徒の学習や社会に対する参加意識を高める。そして、その支援活動に不登校児童生徒が参加することを出席として認定するなどの条件整備をすることで、彼らの悩みを解消し、積極性を引き出すことができる。

また、不登校児童生徒に対するこうした取組みを広く社会に知ってもらうことで、社会一般が、彼らを「負の存在」としてとらえるのではなく、社会適応、学校復帰に懸命に取り組んでいる児童生徒であると認識し、そのような児童生徒に対して積極的に関わっていかうとする教育のあり方について関心を高めることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

引きこもり状態にある児童生徒に対し、学校復帰、社会適応を積極的に支援していく。そのために、学校復帰支援プログラムを作成し、それにしたがって引きこもり状態からの脱却を希求させる。その際の障害になっている登校日数の不足、それに伴う学習の遅れ、集団生活に対するおそれなどを取り除くため、IT等を活用した学習場所、学習形態、学習時間等を考慮した学習支援や体験活動、家庭訪問などの総合的な支援を実施する。このことによって、児童生徒の学習意欲、社会参加への願い等を積極的にくみ上げ、出席扱いに関する規定をいかして学校復帰、社会適応に導く。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

不登校児童生徒の増加は社会的に大きな問題となっている。特に卒業期を控え、進路選択を迫られる児童生徒や家庭の悩みは大きい。一刻も早い学校復帰、社会適応を促進しなければならない。

現在引きこもり状態（年間欠席日数200日以上の子童生徒・13年度年間出席日数227日の88%以上欠席相当）にある20人程度の子童生徒（平成13年度数）に対し、直接彼らの悩みに応える学校復帰支援プログラムを作成、実践すること、IT学習等を出席認定とすることによって

彼ら自身にも、広く社会にも、彼らの存在を「負の面」としてとらえるのではなく、積極的な社会の構成員として認識させていくことができる。

そのことによって、彼らのみならず、一般の子童生徒の学習参加、社会参加の意欲、意識を高めることができる。

不登校子童生徒の増加現象を食い止め、長期不登校子童生徒の学校復帰、社会参加を促進することで、ひきこもり現象の解消になり、社会的な課題に応えることができる。

- ・ 前年度全欠席した子童生徒が、取組み年度には全欠席することなく、数日以上出席できるようにする。
- ・ 前年度引きこもり状態（年間出席日数のうち、88%以上欠席）にあった子童生徒を、取組み年度に半減する。
- ・ 年度末統計で、新たに引きこもり状態（年間出席日数のうち、88%以上欠席）になった子童生徒は、翌年度の取組み対象に加え、対象総数を半減する。

保護者や地域住民の信頼感や安心感を高めることができる。

子童生徒問題、ひいては教育問題に対する社会的な意識、関心を高めていくことができる。

8 特定事業の名称

「805」「IT等の活用による不登校子童生徒の学習機会拡大事業」

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・ Educ9 ... 新しい時代を生きる子どもたちを市民みんなで育てるあたらしい教育のあり方「Educ9」を進める。「食の見直し」「挨拶プラスワン運動」「一家庭一実践」などを推進するなかで、不登校子童生徒を含めた全子童生徒の活気と意欲と諸活動に対する関心を喚起し、不登校子童生徒学校復帰支援プログラムの実践のバックアップとする。
- ・ また、「Educ9」を推進するなかで、地域の主任児童委員を中心に、「不登校プロジェクトの会」を組織し、不登校子童生徒の家庭訪問やITを使った学習などの支援、評価などに関わっていく。
- ・ 適応指導教室 ... 担当員が家庭訪問やIT等を活用した学習支援を行う。
- ・ また、適応指導教室（名称は「スマイリングルーム」）で「親の会」や「担任の会」を組織し、IT等の活用による不登校子童生徒の学習機会拡大事業の直接、間接の支援を行う。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

「805」 「IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

「特区内の全小・中学校」

3 当該規制の特別措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体：岐阜県可児市教育委員会（教育研究所）

事業が行われる区域：岐阜県可児市

事業の実施期間： 構造改革特別区域計画申請認可後

事業内容に関わって

1. マルチメディアによる学習支援

休息期（脱力的な無気力状態で、人との接触を避けている子どもに対し）

ITサポーターや教育研究所相談員が電話やファックス等による言葉かけやコンタクトを行う。

始動期（自分のことについても多少語り始めた子どもに対し）

ITサポーターや教育研究所相談員がメール、チャットを利用した交流を行う。

帰心期（学習を始めたいと言葉に出すことができる子どもに対し）

ITサポーターや教育研究所相談員が、テレビ会議システム、PC等を利用した学習への支援を行う。（顔の見えない交流が始まる。）

準備期（学習に対して積極的に意欲を示す子どもに対し）

ITサポーターや教育研究所相談員が、テレビ会議システム、PC等を利用した学習への支援を行う。また、対面指導による学習支援を増やしていく。（顔の見える交流が始まる。）

2. 体験活動プログラム(デイキャンプ、宿泊体験、施設見学など)

慣れる段階

日帰りもしくは1泊2日の体験活動を1～3回繰り返す。

動いてみる段階

1泊2日もしくは2泊3日の体験活動を1～3回繰り返す。

自信を持つ段階

3泊4日もしくは4泊5日の体験活動に取り組む。外部プログラムへ参加する。

3. 家庭訪問による指導

教育研究所の臨床心理士、適応指導教室相談員等が、保護者との相談・支援を行う。

教育研究所の臨床心理士、適応指導教室相談員等が、閉じこもっている子どもに面談し、ラポートを図りながら学習への意欲を喚起する。

保護者への情報提供を行う。

「ポプリの会（不登校を抱える親の会）」を紹介して参加を促したり、進路に関する情報や体験活動の計画などを知らせていく。

<そのための手立て>

・ I T 学習プログラム検討委員会を教育研究所に設置する。

[スタッフ] 教育研究所所長、研究所臨床心理士、教育研究所相談員 3 名、主任指導主事、指導主事、I T サポーター 2 名、生徒指導主事部長、対象事例により学校代表。

- ・ 長期不登校児童生徒のプロフィールを作成する。年間出席日数のうち、88%以上の欠席者を対象にする。（14年度の出席日数 205 日 × 0.88 = 180 日）
- ・ 長期不登校児童生徒を支援するための学校復帰支援プログラムを作成する。プログラムに従い、各学校と連携しながら、学校復帰への働きかけを行う。
- ・ I T 学習支援教材、支援ソフトの選定を行う。
- ・ 適応指導教室からの学習支援プログラムの提供やその他の教材を活用し、マルチメディアによる学習支援を行う。

・ 適応指導教室（スマイリング ルーム）が、適応相談指導、相談活動、研修活動を行う。

[スタッフ] 教育研究所所長、研究所臨床心理士、教育研究所相談員 3 名、主任指導主事、指導主事、I T サポーター 2 名

- ・ 長期不登校児童生徒に適応指導教室への来所を勧め、遊戯療法、集団訓練、学習支援などを行う。
- ・ 適応指導教室担当者が学校復帰のための体験活動（デイキャンプ、施設見学など）の場を計画し、運営する。
- ・ ポプリの会（不登校を抱える親の会）を開催する。
- ・ 教職員の研修講座を開く。講演会、事例研究会、カウンセリング研修などを行う。

5 当該規制の特例措置の内容

・ I T 等を活用した学習活動に関する概要

- (1) メールやファクスなど文字による言葉かけを適応指導教室の相談員等から行う。
- (2) 改善が見られれば、家庭訪問による相談や対面指導による学習支援を行う。
- (3) 教育研究所はコンピューターとテレビ会議システムセット（PC カメラ、マイク、スピーカー等）を貸与する。

適応指導教室相談員等が、家庭訪問してコンピューター操作の基本学習を対面指導する。

適応指導教室相談員等は、ゲームソフトの活用により、無気力な児童生徒が熱中できる状況を作っていく。

適応指導教室相談員等は、ホームページの作成を指導する。不登校児童生徒が、同じ立場の同学

年の児童生徒と交流できるようにする。

不登校児童生徒は、インターネット上のホームページを通して、興味、関心のあることを自分で調べていく。

不登校児童生徒は、インターネットのサーチエンジンで、目的のページを見るために、キーワードを考えて上手に検索する。

不登校児童生徒は、Eメールによって、自分の身の回りの近況やITによる学習進度などを書き込み、適応指導教室の談員等や在籍校の担任に送信する。

不登校児童生徒は、デジタルカメラを使って、体験活動の記録等を作成する。自然観察をしたり、仲間の様子を記録したりする。

適応指導教室相談員等が、学習支援プログラムと学習教材、学習ソフトを提供し、マルチメディア(テレビ会議システム等)による学習支援を行う。

不登校児童生徒は、「ホームページ児童・生徒作品コンテスト」などへの挑戦をする。

不登校児童生徒は、外部のコンピュータ教室(文化創造センターのライブラリー・教育研究所学習室)に出かけて基本操作を習う。

・校長が当該児童生徒を出席扱い等とする場合の判断の根拠となる事項

長期不登校児童生徒がIT等の活用による学習活動や体験活動、家庭訪問における面談等を行った場合、出席認定検討委員会において、それを出席扱いとするための条件整備を行い運用する。

対象児童生徒は、年間出席日数の88%以上を欠席した者とする。

出席扱い等とする場合の判断の根拠となる事項

注： 下記内容のうち、A項目は、これまでも出席認定していた内容である。

B項目は、IT特区事業を受け、特例として出席認定する内容の案である。

平成15年5月の出席認定検討委員会で協議し、規定を制定する。

A. 適応指導教室(スマイリングルーム)に出席し、その報告があった場合

A. 可児市教育委員会が適切と認めた施設、教室等に出席し、その報告があった場合

A. 可児市教育委員会が主催あるいは協賛している体験活動等に参加し、その報告があった場合

B. 適応指導教室相談員等の家庭訪問により一定時間のカウンセリング、学習を受けた場合

B. 適応指導教室相談員等とメールやファクスなど文字による言葉の交流ができた場合

(Eメール交流の事実を、相談員等や担任は校長に報告する。その内容と回数の報告を受けて校長が出席認定の断を下す。)

B. 適応指導教室相談員等の家庭訪問を受けて、コンピュータ操作の基本学習を受けた場合

B. 適応指導教室相談員等の家庭訪問を受けて、相談や対面指導による学習支援を請けた場合

(当初は、自室での対面は難しい。玄関、居間、台所での相談や学習を自発性の表出と受け止めるが、1、2回では出席と認めない。3回以上続いた場合、それ以後の1回数を出席認定の基準とし、

相談員が状況を校長に報告して協議の上最終認定する。

B . 適応指導教室相談員等の支援を受けて、マルチメディア(テレビ会議システム等)による学習活動ができた場合

(出席認定に相当する学習時間量は、小学生、中学生によっても、欠席期間の長短によっても、不登校の要因によっても一律に決めることはできない。児童生徒が学習に向かう心理状態や継続性の有無等から、出席に相当するかどうかを対面指導する相談員等が判断し校長に報告する。報告を受けて、校長は出席認定の最終判断をする。)